

平成 29 年度 川内村人事行政の運営等の状況

川内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 21 年 3 月 25 日条例第 11 号）に基づき、人事行政の運営等の状況について公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成 29 年度新規採用の状況

一般行政職	5
事務職	4
資格職	1

※資格職とは、保育士、保健師等をいいます。

(2) 平成 29 年度退職者の状況（平成 30 年 3 月 31 日現在）

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職	
一般行政職	1		3				1	5
合計	1		3				1	5

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	総務	17	16	▲1	人事異動に伴う課員の減
	税務	5	5	0	
	農林水産	6	7	1	任期付職員の採用
	商工	3	3	0	
	土木	6	7	1	任期付職員の採用
	計	38	39	1	
	福祉部門	10	10	0	
	教育部門	8	9	1	教育公務員の採用
	消防部門	0	0	0	
小計	6	7	1		
公営会企計業部等門	国保診療所	5	4	▲1	診療所職員の減
	その他	4	4	0	
	小計	9	8	▲1	
合計		65 [70]	66 [70]	1 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員である。

2 []内は、条例定数の合計である。

2. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在で標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 12 時 00 分～ 午後 1 時 00 分	2 日

(2) 年次休暇の状況（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
1,993 日	735 日	55 人	13.4 日	38.4%

(3) 休暇等の種類（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	内容		備考
年次有給休暇	1年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる		有給
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		疾病の区分に応じた期間には有給
介護休暇	負傷、疾病または老齢により親族を介護しなければならないとき連続する6月を限度として必要と認められる期間		勤務のあった時間については有給
特別休暇	忌引休暇	職員の親族（配偶者、直系尊属、直系卑属及び配偶者の直系尊属等）の喪に服する場合又は葬祭等の行事等を行う場合	有給
	災害休暇	風水震火災、その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合	有給
	生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし2日を超えることはできない	有給
	婚姻休暇	職員が結婚のため必要な場合	有給
	つわり休暇	女子職員が妊婦障害（つわりに限る）のため勤務することが著しく困難な場合	有給
	出産のための休暇	分娩予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内の期間及び分娩の日から8週間に当る日までの期間内において必要と認める期間（ただし、産後5週間は絶対に就業させてはならない。）	有給
	配偶者出産補助休暇	職員の配偶者が出産し、補助が必要な場合	有給
	育児休暇	生後満1年に達しない乳幼児を育てる場合	有給
	夏季休暇	毎年7月1日から9月30日までの期間内において5日以内	有給
	父母の祭日のための休暇	父母の祭日（職員の父母の命日にあたる日）	有給

3. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分の種類		処分者数	内容
分限処分		0人	分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分。
懲戒処分	免職	0人	懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分で、地方公務員法など又は条例、規則、訓令等に違反した場合で、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合等の際に、職員に対して行われる処分。
	停職	0人	
	減給	0人	
	戒告	0人	

4. 職員のサービスの状況

※地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないこととされている。このサービスの基本原則忠実に実行するため、次のように職員には様々な義務や制限が課せられている。

区分・内容	内 容	違反者
命令に従う義務 (地公法第32条)	職員は、法令に従い、かつ、上司の命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止 (地公法第33条)	職員は、職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	0人
秘密を守る義務 (地公法第34条)	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務 (地公法第35条)	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを用い、職務に専念しなければならない。	0人
政治的行為の制限 (地公法第36条)	職員は、政治活動等に関与してはならない。	0人
争議行為の禁止 (地公法第37条)	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営利企業等への従事制限 (地公法第38条)	職員は、許可を受けなければ、営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。	0人

5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

(平成 29 年度実施状況)

研修課題名	人員	研修期間	日数	研修先
基礎力アップ研修【協同・対人】	1	11/20～22	3	ふくしま自治研修センター
実行力アップ研修【政策形成】	1	9/4～6	3	ふくしま自治研修センター
実行力アップ研修【協同・対人】	1	9/4～6	3	ふくしま自治研修センター
新任係長研修	1	8/21～23	3	ふくしま自治研修センター
新任課長研修	1	7/3～4	2	ふくしま自治研修センター
住民サービス向上のための接遇研修	1	12/5	1	ふくしま自治研修センター
法務能力向上講座	2	9/7～8	2	ふくしま自治研修センター
メンタルヘルス講座（予防編）	8	6/5	1	ふくしま自治研修センター
情報管理・情報発信講座	2	9/22	1	ふくしま自治研修センター
メンタルレーニング講座	6	11/2	1	ふくしま自治研修センター
クレーム対応講座	3	11/2	1	ふくしま自治研修センター
相互満足に向けた交渉力アップ講座	1	11/2	1	ふくしま自治研修センター
住民協働のためのワークショップ実践講座	1	6/5～6	1	ふくしま自治研修センター
職場の人材育成に活かすコーチング講座	1	6/19～20	1	ふくしま自治研修センター
政策法務講座（基礎講座）	1	6/26～27	2	ふくしま自治研修センター
人事評価講座	2	5/29	2	ふくしま自治研修センター
人事評価講座	3	5/30	3	ふくしま自治研修センター
人事評価講座	1	6/26	1	ふくしま自治研修センター

6. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理

※本村では、職員の健康保持管理促進のため健康診断を実施している。

(2) 職員の福利厚生状況

※地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生計画を樹立し、実施することが義務づけられている。本村では、職員の互助会「川内村職員互助会」において福利厚生事業を行っている。

内容	給付額
会員が結婚した場合	20,000 円
会員が出産又は会員の配偶者が出産した場合	1 子につき 10,000 円
会員が病気の場合（7 日以上入院の場合）	10,000 円
会員が死亡した場合	花輪 1 本、悔 50,000 円、供物 10,000 円
会員の両親（配偶者の両親も含む）及び同一家族が死亡した場合	悔 10,000 円 供物 10,000 円
会員 30 年以上勤続の場合	旅行券 50,000 円
会員退職の場合	勤続年数に応じ 10,000 円～50,000 円

(3) 公務災害補償制度

※職員が公務災害又は通勤災害を受けた場合に、を受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、併せて職員の社会復帰の促進、職員及びその家族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助などの福祉事業を行うことにより、職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、地方公務員災害補償基金が設置されている。

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金福島県支部	1 件	通勤災害